

「公共工事における賃金等を確保する条例」
(公契約条例)制定に向けた陳情

議長 殿

2002年 月 日 全建総連東京都連合会

陳情者

所在地

代表者

【陳情の趣旨】

私たちは、建設現場で働く従事者を都内で14万3千人（H14年3月末現在、都内建設就業者比＝47万2千人＝約3割。全国72万人）を組織しています。全国建設労働組合総連合（全建総連）東京都連合会傘下の組合・支部で、建設産業の健全な発展と現場に働く労働者の雇用と生活安定、後継者を育てていくために日夜活動している建設労働組合です。

今日、デフレ経済のもと建設投資全体が落ち込み、今年は59兆円台（建設経済研究所予測）に落ち込むことも懸念されるなかで、ダンピング受注競争も激しく、公正な元下取引の最低ルール（書面契約）さえ無視され、指し値の蔓延、現場に働く職人・労働者の賃金労働条件が大きく切り下がり、生活危機がさらに深刻化しています。私たちは、建設産業の健全な発展と公共工事を含む建設生産が適正におこなわれることを望みます。

生活していくための賃金労働条件が「労働も賃金も市場まかせ」ではなく、実際に現場で汗を流す建設労働者が、公共工事の現場で最低限の生活をささえる賃金労働条件が確保されることがどうしても必要と考えます。1949年にILO（国際労働機関）で「公契約における労働条項に関する条約」（94号条約・関係資料参照）が決議され、すでに58カ国で批准されています。この趣旨を生かした公共工事におけるルールが必要と考えています。すでに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が全会一致で成立しましたが、参議院で「地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行なわれるよう務めること」の付帯決議も採択されています。

生活するための建設労働者の賃金を資材や商品と同じ市場に晒すのではなく、賃金を底ささえる制度となる「公共工事における賃金等確保条例」（公契約条例）を自治体として検討くださることを貴議会に陳情いたします。

【陳情項目】

- 一、公共工事における賃金等確保条例（公契約条例）の制定にむけた検討をしてください。